

佐那河内村における「空き家継承プロセス」

～新たな価値を共創する仕組みづくり～

徳島県佐那河内村 安富 圭司



1. はじめに

総務省統計局が調査した平成 25 年住宅・土地統計調査の報告によると、全国の空き家数は 820 万戸と過去最高となり、全国の住宅の 13.5%を占めていると発表した。

佐那河内村においても同様に人口移動が進むと同時に空き家が増加しており、地域コミュニティの衰退や伝承文化の消滅など地域存続の危機に直面している。

また近年、空き家対策は重要な行政課題として位置づけられ、平成 27 年 5 月 26 日には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されるなど、国も本格的な解消に動き出した。

こうした動きが、空き家所有者が空き家を空き家として放置できないほど重要な問題として捉えるきっかけとなり、中古住宅や遊休不動産の流動化が期待できる環境が整ってきた。

本稿では、人口移動により放置されている空き家を含む遊休不動産を活用する仕組みづくりと移住者が空き家を継承するプロセスに、地域を受け継ぐ者たちが積極的に関わり、遊休不動産を新たな人財と共に地域の未来をデザインするツールとして活用して、地域の再興や課題解決にチャレンジできる仕組みを提案するものである。なお、この問題は国土保全に最も重要な相続登記が進んでいない村の現状と今後増える遊休不動産の放置による地域の衰退について問題提起するものである。

向村離都へと時代が変わりつつある中で、いままで日本で大切にされてきた生活文化や農村文化の価値観を継承できる人が、閉鎖的な村のコミュニティに積極的に関わることのできる環境を内側から創り出し、自らの手で新たな社会関係資本を醸成することで、日本に唯一の地域を目指したいと考えている。

(1) 佐那河内村の概要

佐那河内村は、徳島県庁より約 16 キロメートル、徳島県の中東部、剣山山脈の東端に位置する。東は徳島市、南は旭が丸（1,091 メートル）を分水嶺として勝浦郡勝浦町、上勝町に隣接し、西北は名西郡神山町と接している。旭が丸に湧水源をもつ園瀬川が東流して、その流域には標高 70 メートルあたりに小盆地や小平野が形成されている。総面積は 42.28 平方キロメートルである。



主要産業は農業で、香酸柑橘のスダチ、みかん、施設園芸栽培のいちご、ネギ、シイタケなど少量多品目の作物生産を行い、全国の市場へ供給している。その中でも、「ももいちご」は商標登録し、全国ブランドに成長した。生産者は中高齢者や女性が中心の担い手

である。

また、明治 22 年に町村制が施行されて以降、一度も合併していない徳島県唯一の村である。

(2) 佐那河内村の地域コミュニティ

佐那河内村には、古くから伝わる講中（こうじゅう）という呼ばれる相互扶助組織や常会（じょうかい）、名中（みょうちゅう）と呼ばれる住民組織が重層的に存在している。これらは、佐那河内村の自治の礎であり、地域の絆を紡ぐ独特の組織は、今もなお、大切に継承されている。特に、常会は村内に全 47 集落にあり、いわゆるエリア型コミュニティと言われる自治会である。毎月末に行われる会合において本村の自治の改善に大きな役割を担ってきたが、人口移動や高齢化に伴い、存続が危ぶまれる常会もある。

(3) 人口推移及び人口動態

佐那河内村では、長期にわたって人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によると平成 27 年には 2,379 人、平成 32 年には、2,180 人となっているが、平成 27 年国勢調査の暫定値では社人研推計より 90 人近く減少している。

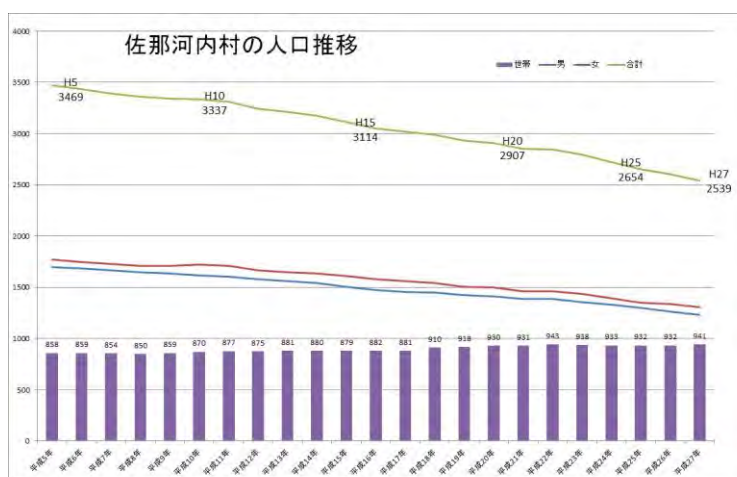


表 1：佐那河内村の人口推移
佐那河内村住民基本台帳（2009）をもとに作成

この要因としては、若年層を含む世帯全体が転出していることと、高齢者の死亡に伴う自然減が増加したことが考えられる。現在策定中の人口推計によると、現状では過去 5 年間の平均で年間 77 人の転出のうち、子育て世帯が 6.2 世帯転出しているが、今後、転出抑制及び移住者転入を併せて、年間 8 世帯を確保することで、2040 年の小・中学校の 1 学年の人数が 18 人前後確保できると推測している。若年層の村外転出は地域を担う人材を失うだけでなく、社会関係資本の脆弱化や高齢化の原因になっている。

住宅についても、大規模な改修が必要な空き家のストックがある一方で、新規世帯形成層向けの住宅や農地法により平地での宅地が供給されず、人口転出の原因になっていると推測される。特に賃貸住宅が少ないことから、村内に生まれ育った人が世帯を形成したとき、村内に住宅を確保することが難しい。そのため、徳島市などの市街地に転出してしまうようだ。

佐那河内村の主要産業は農業であるが、新規就農を目的として転入する世帯は後継者を含めて、ごくわずかである。また、農業を支える世帯の多くは農業所得を主としていないサラリーマンや自営業者であり、その中でもいわゆる職人(大工・建設業など)といわれる職種は、地域の伝統技法の継承や地域生活を支えながら、農業を守っている重要な人材で

あるが、減少し続けている。村内に企業や工場は少なく、就業目的で転入する世帯はない。

今後もこうした人口減少が進むと推測される状況の一方で、農村風景が広がり自然豊かな土地で、都市に近く利便性の高い佐那河内村は、新たな居住ニーズの受け皿としての魅力をもっている。

(4) 空き家の状況

佐那河内村の空き家は年々増加傾向にあり、法定相続人が転出しているそのまま空き家になることが多い。それに合わせて農地や山林も放置され里山の荒廃が進んでいるが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の完全施行により将来の空き家の管理を考えて売却や賃貸を希望する所有者が顕著に増えた。

平成 27 年 9 月に佐那河内村で行った空き家の目視調査の対象物件は 91 棟あり、その調査した空き家を 4 区分に分類して、所有者と交渉するまでのアプローチや移住希望者とのマッチングを考えている。

空き家の定義と物件数は次のとおりである。

ア：売却用住宅の空き家：14 棟

イ：賃貸用住宅の空き家：12 棟

1, 2 は分譲中や借家人募集中の住宅で（新築・中古を問わない）、調査した時点では買い手や借り手がついておらず、空き家になっているというものであるが、売却や賃貸に関する相談も民間事業者と公的機関で運営している空き家バンクや後述で述べる佐那河内村移住交流支援センターの支援を希望している所有者は半々である。

ウ：二次的住宅（別荘など）：28 棟

普段生活する住宅とは別の住宅。別荘や年間に数回使用する住宅などがこれにあたる。この物件の活用が重要であり、空き家になり大規模改修が必要になるかどうかは、二次的住宅として利用している、現時点での所有者の長期的な見通しによる判断が大きい。そのため、慎重に所有者と住宅利用についてのヒアリングや賃貸や売買の交渉を行う必要があり、佐那河内村移住交流支援センターや集落支援員の役割が重要である。

エ：その他の空き家：37 棟

居住者の転出や入院などで長期間不在となったり、居住者が高齢のため住みづらくなって転居したり、死亡したりした後に使う人がおらず空き家になっているもの、建て替えなどのため取り壊す予定になっている住宅などが含まれる。利活用可能な物件に関しては、概ね交渉しており、それぞれの事情によりその他住宅として分類している。その他の物件の多くは除去が必要であり、今後除去後の宅地分譲を視野に入れて交渉をしている。

(5) 空き家及び遊休不動産の問題点

佐那河内村の空き家及び遊休不動産の多くは相続登記ができていない物件が多い。

その要因として、昭和 22 年に民法が改正されるまで、通常戸主から長男 1 人に地位や全財産を相続されてきた家督相続であったために、不動産の相続登記をする必要性と法改正に伴う情報が十分に伝わっていなかったためだと考えられる。

また、当時は戦後であり、農地等を法定相続人で分配すると、農地面積等の減少に伴い

農業所得が減り、どちらも地域で生活ができなくなる状況であったために相続が進まず、長男以外は仕事を求め都会へ転出していくのが一般的であったであろう。

過疎地の相続されていない不動産は評価額が低いうえに、売却しても多額の手数料が掛かり手元に残る資産も少なくなるため、積極的に売買することはない。さらに、法定相続人が多い場合は承諾に手間がかかり、そのうち1人でも反対すれば売買が成立しない。今後、トラブルにより相続登記ができない物件や少子化により法定相続人がいなくなる物件がでることも想定される。

しかし、転出した法定相続人からは、全財産の処分を相談されることがあり、遊休不動産には農地も含まれるため、簡単には売買できないのが現状であり苦慮している。

2、空き家及び移住対策の現状と課題

(1) 佐那河内村移住交流支援センターの現状と課題

佐那河内村移住交流支援センター（以下「支援センター」）は、平成22年10月1日に徳島県からの提案を受け、移住に関するワンストップ窓口として、役場総務企画課内に設置された。しかし、平成25年度までは村の重点施策として定住促進施策が位置づけられておらず、担当者もいなかったため、空き家バンクの利用希望者の受付のみで、定住促進に係る支援体制が整備されているとは言えず組織は形骸化していた。

平成25年度からは担当者を置き、規約や運営組織を整備して公設公営の任意団体として運営を始めて、平成27年7月からは事務局員として移住コーディネーター1名を採用している。

また、運営委員会組織を設けており、佐那河内村集落支援員にも委員を委嘱している。

業務内容は、空き家情報の収集や空き家所有者との賃貸および売買の交渉、移住希望者の支援、空き家バンクの運営、不動産事業者や建築士の紹介、地域コミュニティと移住支援団体（後述）のサポート、移住関連イベントの企画運営など多岐にわたる。

しかし、この組織の運営には、収益事業や不動産物件に関する契約等に限界があり、収益を得て持続可能な経営や新たな事業に再投資することも制限されるため、法人化に向けた組織体制の整備を行う必要があると考えている。移住支援団体の活動支援や空き家継承を促進する仕組みとして、支援センターが積極的に支援を行っている。

(2) 移住状況

支援センターが支援して、平成27年に移住した者若しくは移住予定者は9組20人の予定である。

内訳は、売却用住宅を購入して大規模改修を行い移住してくる者は3組13人と賃貸用住宅を借りて改修を行い移住してくる者が6組9人となっている。その内、移住支援団体（後述）が支援している者は3組5人である。また、子育て世帯は



表2 佐那河内村の移住者数 筆者作成

6 組あり、単身世帯で起業若しくは農業する者は 3 組となっている。職種は、給与所得者が 3 組のみであり、それ以外は起業や会社経営者若しくは自営業となっている。これらの移住者により、映像クリエイターによる起業や居酒屋の開店など、今までにはない新しい職種の会社が設立されている。

(3) 移住支援団体の取り組み

移住支援団体とは、エリア型コミュニティの住民で組織された移住者を支援して地域活性化を行っていく組織であり、現在 2 つの団体が組織されている。

ア ねごう再生家

支援センターの支援により、平成 26 年 10 月に発足したねごう再生家は、中津・中浦・日浦・尾端の 4 常会（根郷名中）のエリアに住む 30～40 代の青年 8 人で構成されている。設立に関わった集落支援員が事務局長に就任し、監査役は根郷名中の世話役が務めている。

この団体は、集落点検で明らかになった人口減少によるコミュニティの衰退や空き家の増加、無店舗集落、といった 10 年後の地域の姿を危惧して活動を始めた。

まず、支援センターと共に地域内にある空き家を調査して交渉し、古民家 1 棟を借り受けた。一方で、将来地域に必要な人財像を建築家と決めて、空き家バンク登録者や様々な人脈を使いこの古民家に住む移住者を探したところ、建築家夫婦との賃貸契約に至り、古民家改修や地域交流の支援を行っている。

ねごう再生家が借り受けた古民家を移住者に転貸することによる家賃収入が発生し、今後の無店舗化の防止策に投資できる見通しがついている。それだけでなく、空き家の所有者と移住者の間に地域住民であるねごう再生家が入ることで、移住者と空き家の所有者、移住者と地域住民を繋ぐことができるのである。

イ 佐那河内活性化プロジェクト 宮前笑会（みやまえしょうかい）

平成 27 年 6 月に発足した宮前笑会は、中畑・蝮塚・北山・奥野々・井開の 5 常会のエリアに住む 20～40 代の青年 7 人と移住者 1 人で構成している。

この団体は、40 代の集落支援員が地域の人口減少に伴い、地域の伝承芸能である獅子舞が継承されなくなることを危惧して発足させた。

現在、3 棟の空き家を維持管理しており、そのうちの 2 棟は改修中で WEB デザイナーや新規就農希望者の移住が決定している。もう 1 棟は伝承芸能を継承していくために、理解ある移住者を探していく予定である。

また、空き家改修や移住者支援には、大阪の大学と連携を図り、学生の受け入れや地域交流会の開催なども積極的に実施している。

3, 先進的取り組みの導入の検討



図 1 佐那河内村空き家再生モデル実証事業

(1) 秋田県五城目町

五城目町を活動拠点としているシェアビレッジは、町外の若者達が運営する活動である。「村があるから村民がいるのではなく、村民がいるから村ができる」という考え方をもとに、茅葺きの古民家(築 113 年)を「村」に見立て、多くの人で1つの家を支える仕組みで、全国の古民家を村に変えていきながら、「100 万人の村」をつくることを目指す活動である。

都会に住む田舎を持たない 30 歳前後の若者が多く参加していることが特徴的であり、毎月都市部で行われている「寄合」や会員が五城目町を訪れる「里帰(さとがえり)」、年に一度のイベント「一揆」などを開催して、エリアの枠組みを持たない「村」のコミュニティを形成して都市部と地方や人と地域を繋ぐ活動は参考になる。

(2) 北海道東川町

東川町は、写真をテーマに多様な施策を行っている。特に「ひがしかわ株主制度」は、東川町の未来に繋がる事業に多くの人を選択して投資できるように設けられた制度であり、株主からの投資(寄付)が目標額に達すると事業が実施される仕組みは参考になる。

4. 提言：一般財団法人設立による空き家及び遊休不動産の利活用と社会関係資本の補強

(1) 自治体の枠を越えた新たな「村人」とのコミュニティ形成による社会関係資本の補強

村を次世代に繋ぐために、エリアの枠組みを越えたコミュニティの形成を促すことのできる仕組みづくりを行い、新たな「村人」と同じ課題に向かって共に取り組める仕組みや社会関係資本の可視化が必要であると考えている。

そのコミュニティとは、居住して納税している地方自治体から公共サービスを受給する人を「住民」として捉えるだけでなく、国民が自ら応援する地方自治体を選択してサービスを受給できる「ふるさと納税制度」があるように、個々が属している地方自治体のエリアの枠組みを越えた公共サービスの受給や課題解決の協力や応援ができる仕組みを想定している。

佐那河内村は来年度、人口減少による社会的ネットワークの脆弱化を防ぐことを目的として、エリアの枠組みを越えた住民登録ができる仕組みを整える予定である。例えば、ふるさと納税者や固定資産税を納税している人のほかに、婚姻や就職などの外発的要因で転出を余儀なくされた人、仕事・地域活動で佐那河内村に関わり持ち続けている人など村外に在住する人が、新たな村民である「村人(仮称)」(以下「村人」として登録ができる「ふるさと住民票」の発行を検討している。

それにより、転出後も既存の村民と同様に、「村人」として村広報誌などによる行政情報の授受だけでなく、行政の計画策定などに関わる民間委員やアンケート調査の対象とすることができるよう制度化することで、より具体的に地域の実情を知り課題解決に向けてエリアの枠を越えたコミュニティの形成や「村人」の動きを醸成し、行政や支援センターがサポートすることを可能にする。

合わせて、ふるさと納税も「ひがしかわ株主制度」やクラウドファンディングのように、事業計画と収支計画を策定して納税者が事業を選択して寄付できる仕組みを考えている。

また、シェアビレッジのように「村人」限定の農村体験イベントを開催したり、空き家・遊休不動産の物件情報をいち早く配信して移住に関するサポートを行ったりするほか、「村人」が必要とする情報を届けられるように情報サイトを立ち上げるなどして、村に愛着や関心のある人を集積したい。

これらの仕組みは、本来行政からは見えない社会的ネットワークの総体を仕組み化することで見える化し、エリアや自治体の枠を越えて、人と人や人と地域を繋ぐ仕組みにより、新たな村人と新たなコミュニティを形成して、社会関係資本の補強と社会的ネットワークを可視化することをイメージしている。

(2) 支援センターと移住支援団体の必要性

近い将来必ず、村の大きな課題となるのは、適性に相続されていない空き家及び遊休不動産である。これに対してどのように対処し、活用できる仕組みを作るのかを考える必要がある。

ふるさと住民票の発行を具現化することで、多くの法定相続人や村民・「村人」が地域課題を共有する機会ができる。さらに遊休不動産や空き家を受け継ぐプロセスに多くの人や地域団体が参画できる環境を整えることで、新たな価値を創るアイデアやチャンスが生まれると考えている。

すでに始まっている、ねごう再生家や宮前笑会の活動のように、空き家という地域資源を活かして自立した経営を展開しながら、地域課題を解決しようという取り組みの広がりには、佐那河内村特有のエリア型コミュニティの存在が大きく関わっている。

地域の移住支援団体が空き家を活用しようとした場合、コミュニケーションが密で重層的なコミュニティに情報が行き渡り、移住支援団体の想いを理解した地域住民が多角的に協力することから、空き家所有者の理解を得られやすくなる。

空き家などの不動産を継承するには、所有者の想いに寄り添い、地域の繋がりや歴史に配慮した交渉や移住支援が大切である。特に農家で育った所有者は農事文化により地域との繋がりが濃い。そのため、所有者は家族に対するのと同様に、地域への配慮を大切にしているため、移住者には地域との繋がりも継承してほしいと願う所有者は多い。

空き家を継承するプロセスに支援センターや面識のある地域住民が設立した移住支援団体が関わることで、所有者や地域の想いと移住者の都合を互いに理解しようとする相談役となり、安心して交渉することができる。

この空き家を継承するプロセスには、図2のように多くの人との関わりと時間が掛かりす

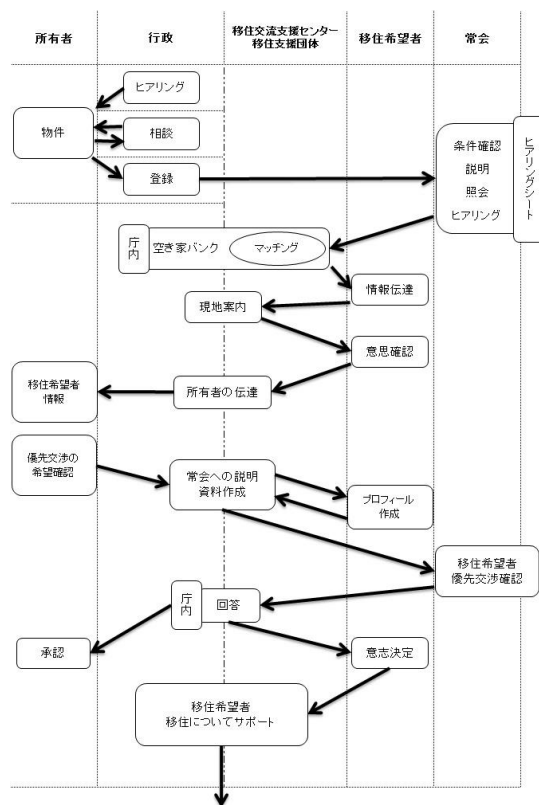


図2 移住までのフロー図 筆者作成

ぎるという課題もあるが、空き家や遊休不動産を流動化できる仕組みを作ることができれば、地域の未来をデザインするツールとして活用できると考えている。

遊休不動産は、個人にとっては価値の低い財産であるが、将来の村にとっては継承していくべき宝である。仕組みづくりにあたっては、特に農地に関しては様々な制限があるため、今後、特区申請を含めた提言を行いたいと考えている。

次世代に村を繋ぐためには、地域や村民が自ら、移住者や新たな「村人」と有機的に繋がり、新たな価値を創り出すための意識改革と内発的動機付けが必要である。

(3) 空き家及び遊休不動産を利活用するための一般財団法人設立

行政主体で移住・定住促進等を行うには限界がある。その一つは人事異動である。数年間培ってきた経験や人脈は異動により終わりを迎える。特に人脈は属人的であり、それらを蓄積するためには異動がなく、移住定住に関する村のすべての情報や人脈を集積できる組織が必要であると考えられる。

	一般財団法人	一般社団法人	NPO法人	株式会社
非営利性	やや高い	やや高い	高い	低い
設立	容易	容易	県の審査が必要	容易
役員や定款の変更	容易	容易	県の審査が必要	容易
定款に記載(解散時)	村へ寄付が可	村へ寄付が可	県に寄付が可	株主に分配
設立時の発起人	1人以上	2人以上	10人以上	1人以上
社員	—	2人以上	10人以上	1人以上
社員の入会制限	—	なし	あり	なし
役員	7人以上 評議員3人・理事3人 監事1人	1人以上 理事1人以上	4人以上 理事3人・監事1人	1人以上 取締役1人
財産の拠出	300万円以上	—	—	1円以上
運用	やさしい	やさしい	難しい	やさしい
活動内容	特に制限なし	特に制限なし	公益の増進に寄与する活動に限られる	特に制限なし

表3 法人の比較表 筆者作成

遊休不動産に関しては、佐那河内村は典型的な農山村であるため、昔から不動産の取引が少なく、不動産事業者がいない。そのため、行政で相談を受けることが多々あるが、遊休不動産の所有者が、一般的な不動産事業者ではなく、公的機関が関与した地域に貢献できる利用の形を望んでいることが多い。それらの要望に応え、遊休不動産を流動化させるためには空き家バンクの運用だけでは対応できないため、法人を設立して遊休不動産を活用した事業を展開する必要がある。

例えば、法人設立により遊休不動産の購入や賃貸借契約の締結が可能となるため、空き家等の管理受託や空き家をリノベーションして民泊施設などとして運用しながら、移住や起業を希望する者を募集するなど、これまで村ではできなかった様々な事業を展開することが可能になる。

また、遊休不動産の利活用及びストックできる組織形態としては、支援センターの一般財団法人化を提案する。一般財団法人は、設立者の定めた目的を実現するための民間の法人であり、財産の集まりに法人格を付与したものであるため、不動産評価額で300万円以上の資産を有する団体を設立する。株式会社などの組織と違って、所有者という概念がなく特定の者の利益に資するということがないため、組織が大きくなっても設立者の定めた目的が歪められることがない。また、公設民営により設立した一般財団法人に、村内の農地も購入してストックできるように特区申請を行い、今後予想される相続されていない遊休不動産の集積や相続放棄による個人資産の放置に対応できるようにする。

このように、不動産に関する窓口と移住関連事業を公的機関に近い「一般財団法人佐那河内村移住交流支援センター(仮称)」が担うことで、空き家等を必要としている移住者の支援やエリア型コミュニティを受け継ぐ者たちとの有機的な繋がりを永続的に構築するこ

とが可能になる。移住者や新たな村人とともに村の遊休不動産や資源を活用した小さな経済循環を創る環境を整備して、新たなビジネスや価値を共創する仕組みができると期待している。

(4) 佐那河内村集落支援員制度を活用した空き家継承プロセスの構築

総務省の集落支援員制度は、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回や状況把握等を実施することを目的として設置できることとなっている。佐那河内村は独特の地域コミュニティの実情に合わせて制度設計を行い運営している。

- 特徴的なのは、集落支援員を3区分に分けて「兼任」のみで運用していることである。
- ア、集落支援員：有償（集落の巡回や話し合い、地域づくり活動などを実践する者）
- イ、地域研究員：有償（大学生や研究者が対象。村の地域課題を研究する者）
- ウ、地域おこし支援員：無償（村内外から村や地域づくり活動を支援する者）

空き家を継承するプロセスには、地域の実情と空き家になるプロセスを見届ける集落支援員の役割が重要になる。

空き家などが遊休不動産になる場合には、その情報をいち早く地域内で共有し、その後の利活用について話し合い、地域の未来について考えることが重要である。また、所有者・移住支援団体・地域・移住者などとのつなぎ役やサポート役が必要である。

それらを担うのが、地域に住む集落支援員である。現在も定期的に集落支援や地域づくりについての集落支援員に対して研修会を実施しているが、さらなる人材発掘と人材育成を行いながら、全47常会を網羅する人数を配置する予定である。

これにより、地域の規範や互酬性を理解する集落支援員が、地域内での信頼関係と知識を頼りに地域と村人を繋ぎ、社会的ネットワークを構築することが期待できる。

また、一般財団法人は、佐那河内村集落支援員制度を活用して新たな「村人」に対して、地域おこし支援員の運用を説明して登録を促し、村の補助金制度等を活用して、村内外で佐那河内村の応援や支援する活動が展開できるようにする。

それにより、全国各地で佐那河内村の移住支援イベントや交流会の開催を行い、全国各地に地域支援団体が設立できることを期待したい。

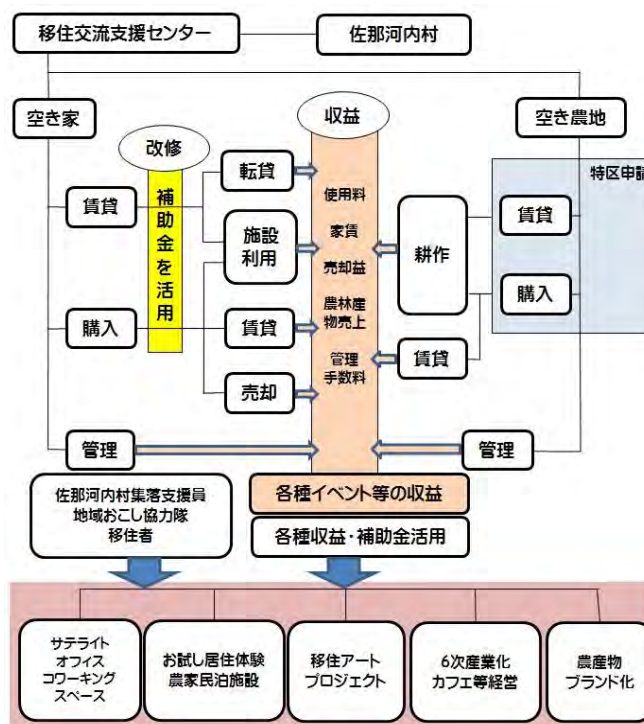


図3 法人の事業フロー図 筆者作成

提言をより具現化するためには、ふるさと住民票の発行により、村外から地域との関係性を保ち社会的ネットワークを形成する一員である「村人」を可視化して、より志の高い村人には佐那河内村集落支援員制度の「地域おこし支援員」として村の活性化や課題解決、空き家及び遊休不動産の活用などを支援する活動を全国各地で展開できるように支援する。

また、それらの活動を支援する「一般財団法人佐那河内村移住交流支援センター(仮称)」を設立して、遊休不動産のストックと利活用を行いながら、地域おこし協力隊や集落支援員と共に地域を巻き込み、地域課題解決に関連する事業やスモールビジネスを積極的にチャレンジできる体制を整える。

これらをチャレンジ出来る体制や環境を創ることは簡単なことではないが、佐那河内村が抱える地域課題を一つでも解決することが出来れば、日本の過疎地や中山間地域が存続していくための糸口を示すことに繋がると信じている。

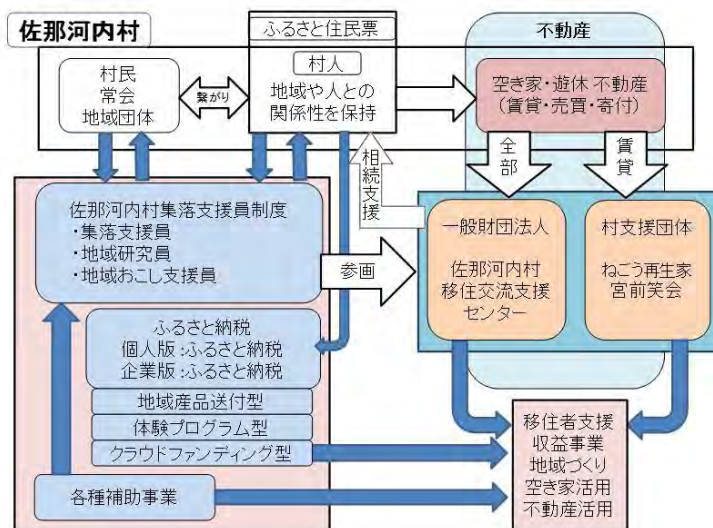


図4 全体イメージ 筆者作成

5. おわりに

これらの提言を実現するのは、すべては「ひと」である。遊休不動産を所有している「ひと」、移住を希望している「ひと」、定住促進で地域に活力を見いだそうとしている「ひと」。その人たちを繋ぐタイミングと小さな縁の演出は、どれだけそれぞれの想いに寄り添い共有できるのが重要である。もちろん、すべての人の縁に演出を加えるわけではないが、小さな心配りと喜んでもらえる仕掛けが大切である。

地域を受け継ぐ者が、移住者を迎え入れるプロセスには数々のドラマがある。遊休不動産の所有者が手放すことを決断する時、昔の思い出話が止まらなくなる。移住を希望している人が物件を決める時、これからの生活イメージを語り出す。地域の活性化を頑張っている人は移住者が決まると地域の未来について語り始める。

地域に人が少なくても、その地域は、すべて「ひと」の気持ちで新たな価値を共創していく力を持っている。

少しの「円」とひとの「縁」。地域内に小さな経済活動を巡らし、小さな縁を循環させる仕組みづくりが新たな価値を創造することであり、村の魅力を再興することを意識しながら佐那河内村の新たな社会関係資本の補強により地方創生を進めていきたいと考えている。(参考文献等)

○総務省統計局『平成25年住宅・土地統計調査』

○佐那河内村(2015)『佐那河内村移住交流推進アクションプラン』